≪納税証明書等に関する注意事項等≫

　　すべての納税証明書に共通する注意事項

　　ア　証明年月日が業者登録申請日以前の**３か月以内**のものを有効とします（写し可）。

　　イ　法人設立後１年未満で納税証明書の発行を受けることができないときは、「法人設立（設置）届出書」の写しを提出してください。

　　ウ　**税額表示がされていない様式（※１、※２、※３）で証明を受けてください**。

エ　交付窓口では、身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）の提示が求められます。また、法人代表者(個人事業主の場合は事業主本人)以外の社員や家族が交付請求する場合は、委任状又は同意書が必要となる場合があります。

　　オ　納税証明書の交付に関しては、各交付窓口へお問い合わせください。

カ　市税と県税の交付申請は、各窓口で設置している様式、又は総務省ホームページに掲載している納税証明書交付申請書統一様式により行ってください。

キ　市では、納税後すぐには納付状況が証明内容に反映されないため、納付後約２週間以内に交付申請される場合は、納付状況を確認できるもの（領収書や通帳等）をお持ちください。

ク　市役所の窓口は申請書等の記載場所が限られているため、事前にご記入の上でお持ちくださるようお願いします。

ケ　申請の受付期間中は、証明書交付窓口が非常に混み合いますので、早めのご用意をお願いします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 市税**※１**（大館市） | 県税**※２**（秋田県） | 国税**※３** |
| 法人 | 個人 |
| 様式 | 市税について未納のない証明 | 「県税及び地方法人特別税に係る徴収金」について未納がないことの証明 | 「法人税と消費税及び地方消費税」について未納がないことの証明 | 「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納がないことの証明 |
| 秋田県県税条例施行規則様式第６号その２ | 国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の３ | 国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の２ |
| 交付場所 | ・市役所税務課諸税係⑩窓口・各支所・各出張所・市民サービスセンター | 秋田県総合県税事務所及び各支所**※北秋田地域振興局では税証明を行いません。** | 本店等所在地を管轄する税務署の税証明窓口**※国税の納税証明書は、会社や自宅からオンライン請求できます。　詳しくは、ｅ-Ｔａｘホームページ（アドレスは欄外のとおり）をご覧ください。ご不明な点は、最寄りの税務署にお問い合わせ願います。** |
| 交付手数料 | １通につき２００円 | １通につき４００円（秋田県証紙で納付） | ｅ－Ｔａｘ　１通につき３７０円書面　　　　１通につき４００円 |

※ｅ－Ｔａｘアドレス**（**[**https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei\_index.htm**](https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)**）**